



化学工業における労働災害の現状等について

令和 6 年 11 月

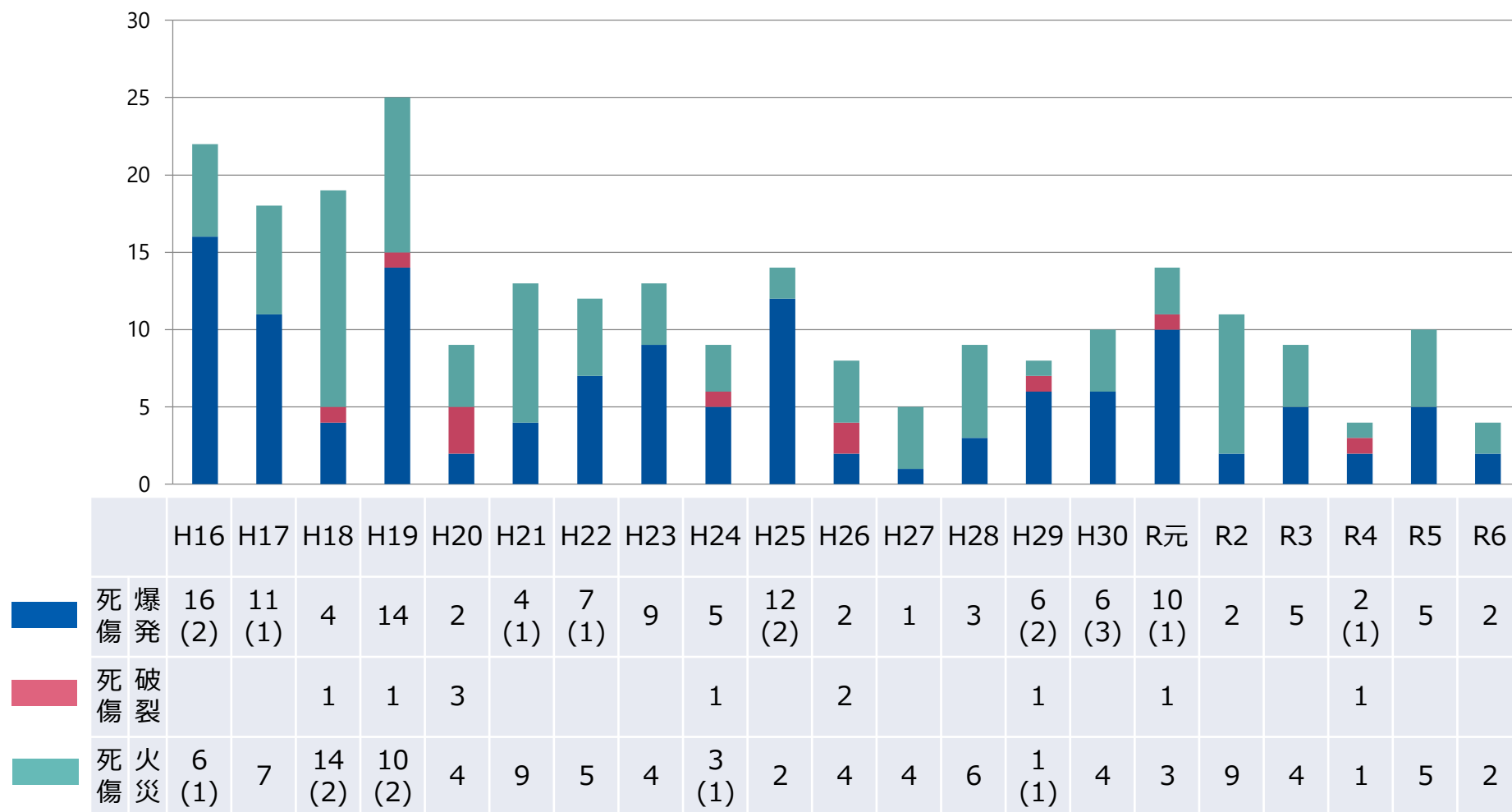
厚生労働省労働基準局安全衛生部

1

1 労働災害の現状

化学工業における労働災害の推移

①危険物等による爆発・火災災害

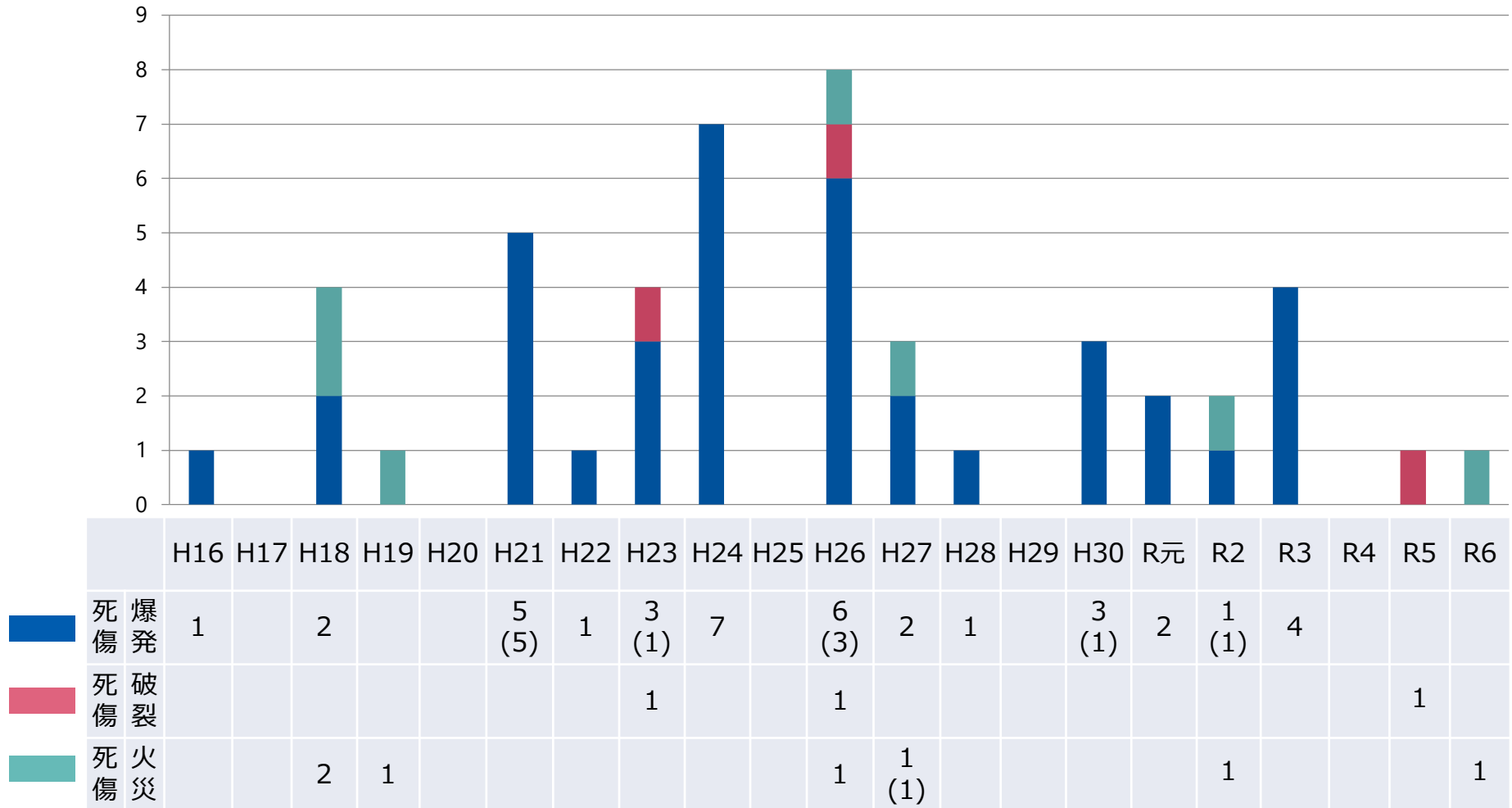


注 括弧書きは死亡者数で死傷者数の内数、令和6年は速報値

労働者死傷病報告に基づく統計

化学工業における労働災害の推移

②化学設備による爆発・火災災害



注 括弧書きは死亡者数で死傷者数の内数、令和6年は速報値

労働者死傷病報告に基づく統計

2

2 化学物質管理強調月間の創設について

ひと、くらし、みらいのために



化学物質管理強調月間の創設について

1. 趣旨

- 職場における化学物質管理については、国の定める基準等の範囲内で、**リスクアセスメントの結果等に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者が適切に実施すること（自律的管理）**を基軸とする**新たな規制が令和6年4月以降、順次施行**。
- **新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）**は、令和8年4月までに順次、約3,000物質程度まで拡大され、**対策を講ずべき事業場の範囲**もこれまで取り組みを行ってきた製造業等の事業場のみならず、**第3次産業を含めて大幅に拡大**。
- 新たな規制では、**業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う事業場全てを対象に、化学物質を管理させる必要がある**、これまで化学物質管理の経験の少ない**中小零細事業場にも、新たな化学物質規制を広く浸透させる必要がある**。
- 国際的には、「**化学物質に関するグローバル枠組み（G F C）**」（令和5年9月）において、多様な分野における**多様な主体によるライフサイクルを通じた化学物質管理**が求められており、**環境と労働分野が連携し相乗効果を高めていく観点から、環境省においても、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進すること等により、環境の保全上の支障の未然防止を図っている**。
- このような背景を踏まえ、**厚生労働省と環境省が連携し、令和6年度を初年度とし、毎年2月に化学物質管理強調月間を展開**することにより、広く一般に職場における**危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚**を図るとともに、**化学物質管理活動の定着**を図る。

2. 実施時期

毎年2月1日～2月28日（令和7年2月を第1回とする。）

3. 枠組み

- ・ **主唱者** 厚生労働省、中央労働災害防止協会
- ・ **協力連携者** 経済産業省、環境省
- ・ **協賛者・協力者** 災害防止団体、関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体
- ・ **実施者** 各事業場

3 参考

石油コンビナート等における労働災害 防止対策の推進

化学プラント等の安全に関連する法令・主要指針・行政通達等

年月・番号	名 称
平成 8年 6月10日 基発第364号	化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン
平成12年 3月21日 基発第149号	化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針
平成17年11月 2日 平成17年法律第108号	労働安全衛生法の改正（平成18年4月1日施行） 第28条の2 危険性又は有害性等の調査等の努力義務化 第30条の2 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置 第31条の2 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付の義務付け
平成18年 3月10日 厚生労働省告示第113号	労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（法改正に伴う改正）
平成18年 3月10日 指針公示第 1 号	危険性又は有害性等の調査等に関する指針
平成18年 3月30日 指針公示第 2 号	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針
平成20年 2月28日 基発第0228001号	改正 化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン
平成24年 3月16日 厚生労働省告示第133号	化学物質等の危険性又は有害性等の表示または通知等の促進に関する指針
平成24年 1月27日 厚生労働省令第9号	労働安全衛生規則の改正（平成24年4月1日施行） 危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等【ラベル表示】
平成25年 4月26日 基発0426第2号	化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について
平成26年 5月16日 基発0516第1号	石油コンビナート等における災害防止対策の推進について（要請）
平成26年 6月25日 平成26年法律第82号	労働安全衛生法の改正（平成28年6月1日施行） 表示対象物及び通知対象物についてリスクアセスメントの義務化
令和 4年 2月24日 令和4年政令第51号	労働安全衛生施行令の改正（令和5年4月1日施行） 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

事業者に取り組を促すべき事項

- 安衛則 爆発火災の防止
- 化学プラントにかかるセーフティ・アセスメント
 - 化学プラントの新設、変更等の際の安全性の事前評価手法
 - 関係資料の収集作成、定性的評価、定量的評価、プロセス安全性評価、安全対策の確認等の5段階
- 化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン
 - 保全作業、トラブル対処作業、移行作業、試行作業などの非定常作業における対策
 - 危険性または有害性等の調査（リスクアセスメント）
 - 爆発、火災および破裂（引火性液体、可燃性ガスの漏えい防止、検知、防爆など
 - 高温物等との接触
 - 有害物等との接触（漏えい防止、有害ガス濃度測定、早期マスクなど保護具
 - はさまれ、巻き込まれ
 - 墜落、転落
 - 安全衛生管理体制の確立
 - 作業計画書の作成、作業の実施
 - 緊急事態対応、安全衛生教育

事業者に取り組を促すべき事項（続き）

• 化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について

- 異常反応の発生に際し適切な反応制御ができなかったことを教訓
- 化学プラントの変更時等のリスクアセスメントの実施
 - 物質を新規に採用、作業方法を変更、災害が発生、労働者の入れ替わりなどの際に実施
 - 化学プラントの設計・設置段階で実施したR Aと措置について、前提とした反応等に係る条件や、講じたリスク低減措置の適用範囲を確認
 - 「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」も踏まえ、非定常作業時も想定
 - 化学プラントを通常運転する部門と、設計・建設・保守点検を実施する部門とが異なる場合、設計、建設段階において実施したR Aの結果や、保守点検における補修の内容等、必要な情報を確実に伝達する体制を確立
- 実施体制の整備等による現場力の維持・向上
 - 「セーフティ・アセスメント指針」に基づく事項に留意の上、人員の適正配置、教育訓練、非定常作業における対応マニュアルの策定及び関係者への周知徹底を実施

都道府県労働局の取組

(平成26年基発0516第3号「石油コンビナート等における災害防止対策の推進について」)

1. 石油コンビナート等災害防止法の特定事業所に該当する事業場等を対象とする集団指導又は個別指導を行う際には、事業者が取り組むべき事項について指導する。
2. 地方（国の出先機関、都道府県等）も含めた関係機関の連携強化策を踏まえ、以下の取組を促進するよう努める。
 - (1) 石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が設置されている都道府県においては、報告書の4. ④の機能強化を含め、**関係機関間の連絡調整、防災訓練の実施、防災計画の策定等の防災本部の取組に対し、積極的に参画・協力する。**
 - (2) **県、市、消防機関等の関係機関と、平時及び事故発生時のより一層の連携強化を図ること。**連携の例としては、事故が発生した場合に、**合同で現場調査を行う、事故情報等を共有する**など調査の円滑化を図るほか、同種災害防止のため、**関係業界団体あて共同で要請することや、指導やパトロールを合同で実施すること**などが考えられること。
 - (3) 事業者が**事故調査委員会**を設置した場合には、その**調査結果を入手し、自らの事故調査及び再発防止指導の参考とする**とともに、事故調査及び再発指導における関係機関との連携への活用を図ること。